
平成29年第1回玖珠町議会定例会会議録(第5号)

平成29年3月21日(火)

1. 議事日程第5号

平成29年3月21日(火) 午前10時開議

- 第 1 委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑
 - 第 2 討論
 - 第 3 採決
 - 第 4 議員派遣について
 - 第 5 委員会の継続審査の付託について
-

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑
 - 日程第 2 討論
 - 日程第 3 採決
 - 日程第 4 議員派遣について
 - 日程第 5 委員会の継続審査の付託について
-

出席議員(14名)

1 番	松 下 善 法	2 番	大 野 元 秀
3 番	小 幡 幸 範	4 番	松 本 真由美
5 番	中 尾 拓	6 番	中 川 英 則
7 番	廣 澤 俊 幸	8 番	宿 利 忠 明
9 番	石 井 龍 文	10番	河 野 博 文
11番	高 田 修 治	12番	藤 本 勝 美
13番	繁 田 弘 司	14番	秦 時 雄

欠席議員(なし)

職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局 長 帆 足 浩 一 議事係 長 山 本 恵一郎

地方自治法第121条により説明のため参加した者の職氏名

町 長	朝 倉 浩 平	副 町 長	小 幡 岳 久
教 育 長	秋 吉 徹 成	総 務 課 長	麻 生 太 一
総 務 課 長	穴 本 芳 雄	まちづくり 推 進 課 長	村 木 賢 二
まちづくり推進課 総合戦略室長	衛 藤 正	環境防災課長兼 基地対策室長	藤 林 民 也
税 務 課 長	石 井 信 彦	福祉保健課長	江 藤 幸 徳
住 民 課 長	衛 藤 善 生	建設水道課長	梅 木 良 政
農林業振興課長兼 農業委員会 事務局 長	湯 浅 詩 朗	商工観光振興 課 長	中 島 圭 史
会計管理者兼 会計 課 長	本 松 豊 美	人権同和啓発 センター所長	山 本 五十六
教育総務課長兼 新中学校開校 推 進 室 長	長 尾 孝 宏	学校教育課長	佐 藤 貴 司
社会教育課長兼 久留島武彦記念館 開設室長兼 中央公民館長兼 わらべの館館長	瀧 石 裕 一	監 査 委 員	河 野 好 美
総 務 課 行 政 係 長	和 田 育 男		

午前10時00分開議

○議 長（秦 時雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。

会議の定足数に達しております。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑

○議 長（秦 時雄君） 日程第1、委員会審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑を行います。

最初に、総務文教民生常任委員会の報告を求めます。

総務文教民生常任委員会委員長石井龍文君。

○総務文教民生常任委員長（石井龍文君） おはようございます。

総務文教民生常任委員会報告を行います。

平成29年第1回玖珠町議会定例会において、総務文教民生常任委員会に審査の付託を受けました議案18件、陳情1件について、3月10日執行部出席のもと、全員で審査した結果を報告します。

開会后、議案第5号に関して「わらべの館」現地視察を行い、状況等の説明を受けました。

視察終了後、委員会次第により審査を行いました。

1 議案第2号 辺地（山浦辺地）に係る総合整備計画の策定について

本案は、山浦辺地に係る公共的施設の総合的かつ計画的な整備を促進するため提出するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第3号 玖珠町過疎地域自立促進計画の一部変更について

本案は、平成28年3月25日付で議決した玖珠町過疎地域自立促進計画（平成28年度から平成32年度までの5カ年）に変更が生じたため提出するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第5号 豊後森藩資料館の設置及び管理に関する条例の制定について（久留島記念館の設置及び管理に関する条例の全部改正）

本案は、久留島武彦記念館の開館に伴い、類似名称施設による混乱の解消と展示内容の変更に伴う開館の目的や事業が変更になるため条例を全部改正するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

4 議案第6号 公益的法人等への玖珠町職員の派遣等に関する条例の一部改正について

本案は、地域の振興、住民の生活向上、その他公益の増進に寄与すると認められる、町が出資している株式会社に人的支援を行うことができるようにするため提出するものです。

主な質疑応答は次のとおりです。

（問）今、この条例を出さなければならない理由は何ですか。

（答）一般的に法律の改正がされて、それに合わせて条例も整備していこうとするものです。

（問）公益的法人というのはカウベルランドや道の駅が該当するののか。

（答）株式会社で玖珠町が出資するとなっていますので、今回の条例改正で該当する法人はありません。

（問）玖珠町職員の定年等に達した人を派遣するなら、天下り先を設けると捉える方もいるのではないか。

（答）地方公務員の派遣に関する法律の中で、退職者についての規定を設けなければならないようになっているので、条例整備を行うものです。

（反対の討論）必要となる事由が発生したときに行うべきであり、反対する。

審査の結果、本案は賛成少数で否決すべきものと決しました。

5 議案第7号 玖珠町非常勤特別職の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

本案は、玖珠町公の施設の指定管理者の指定の手續の選定委員会に関する規定の整備に伴い、玖珠町非常勤特別職の報酬及び費用弁償等に関する条例に、指定管理者選定委員の報酬に関する規定を整備するため提出するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

6 議案第8号 玖珠町職員の給与に関する条例の一部改正について

本案は、平成28年度人事院勧告に基づき、玖珠町職員の給与（扶養手当）を改正するとともに、関係条例の整備を行うため提出するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

7 議案第9号 玖珠町職員の旅費に関する条例の一部改正について

本案は、宿泊料を実費による支給に改正するとともに、関係条例の整備を行うため提出するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

8 議案第10号 玖珠町税条例等の一部を改正する条例について

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うため、地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律並びに地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

9 議案第11号 玖珠町使用料条例の一部改正について（総合運動公園）

本案は、玖珠町総合運動公園のトレーニングルーム使用に伴う使用料金の一部を改正するため提出するものです。

議案第11号から議案第14号の4議案は、使用料条例の一部改正でありますので、一括して提案し審査を行いました。

10 議案第12号 玖珠町使用料条例の一部改正について（豊後森機関庫公園）

本案は、豊後森機関庫公園内で物品販売等を行う場合に使用料を徴収するため提出するものです。

11 議案第13号 玖珠町使用料条例の一部改正について（久留島武彦記念館）

本案は、日出生台演習場周辺博物館改修工事助成事業（仮称）玖珠町立博物館改修工事の施設設備に伴い条例の一部を改正するものです。

12 議案第14号 玖珠町使用料条例の一部改正について（豊後森藩資料館）

本案は、旧久留島記念館が展示内容の一部変更を行い、豊後森藩資料館の開館に伴い条例の一部を改正するものです。

審査の結果、議案第11号から議案第14号は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

13 議案第15号 玖珠町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例

について

本案は、玖珠町公の施設の指定管理者の指定の手続の選定委員会に関する規定を整備するため提出するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

14 議案第16号 玖珠町子ども医療費助成条例の一部改正について

本案は、これまで小中学生の通院費用分は受給資格者証交付の対象外であったので、現物給付の対象者を未就学児から小中学生まで拡充するため提出するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

15 議案第17号 玖珠町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について

本案は、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）の一部改正に伴い、玖珠町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の助成対象者の制限について一部改正するため提出するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

16 議案第18号 玖珠町指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

本案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）による介護保険法（平成9年法律第123号）の改正により、定員18名以下の通所介護事業については、地域密着型通所介護事業へ制度移行することとなったため、関係条例の一部を改正するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

17 議案第19号 玖珠町指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

本案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）による介護保険法（平成9年法律第123号）の改正により、定員18名以下の通所介護事業については、地域密着型通所介護事業へ制度移行することとなったため、関係条例の一部を改正するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

18 議案第23号 玖珠町立幼稚園の設置に関する条例の一部改正について

本案は、玖珠町立北山田幼稚園を廃止し、民間の認定こども園に貸し付けを行うため提出するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

19 陳情第1号 北山田クリニック横の広場の用地買収について

この陳情は、玖珠町大字四日市2052番地北山田地区コミュニティ運営協議会会長秋吉廣幸氏より、北山田駅西側の公共駐車場が狭いため、駐車場拡充のため用地購入の陳情が提出されたものです。

委員会では、新自治会館建設及び中学校統合による既存中学校の施設利用等の考慮と、現状の把握

が確認できないため継続審査とすべきものと決しました。

以上、総務文教民生常任委員会に付託を受けました議案18件、陳情1件について、審査の結果の報告を終わります。

なお、各議案のその他の主な質疑応答については、別紙を添付していますので参照願います。

以上です。

○議長（秦 時雄君） 総務文教民生常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番中尾 拓君。

○5番（中尾 拓君） 5番中尾でございます。

議案第6号でございますけれども、一部改正について議論の内容をお伺いしたいと思います。

この一部改正が通れば、職員の派遣は多分町長の専管事項となりますので、その場合、議会に協議、説明、議論の場を与えられることができるか、そういう観点から議論をされたかお伺いいたします。

○議長（秦 時雄君） 委員長石井龍文君。

○総務文教民生常任委員長（石井龍文君） お答えします。

2ページ目の問答のところで、職員の定年等に達した人を派遣するなら、天下り先を設けることと捉える方もいるのではないかという問いに対して、答えが、地方公務員の派遣に関する法律の中で退職者についての規定を設けなければならないようになっているので条例整備を行うものですという回答であります。その部分しかありません。

○議長（秦 時雄君） 質疑はありませんか。

5番中尾 拓君。

○5番（中尾 拓君） その場合、この条例が可決された場合に、もう以後は議会に協議、説明、議論の場を与えられるのかは議論していないんですか。

○議長（秦 時雄君） 委員長石井龍文君。

○総務文教民生常任委員長（石井龍文君） そこまでは議論をしておりませんが、委員会としては、この問題は時期尚早じゃないかということで否決となりました。

○議長（秦 時雄君） ほかに質疑はありませんか。

13番繁田弘司君。

○13番（繁田弘司君） 13番繁田です。

議案第6号、関連です。例えば、ここに見てみますと、条例の一部改正をされるということで、今回提案されているわけです。それに対して、その時期が早いとか遅いとかいう判断を委員会でしているようですが、本来これは、例えば国とか県とかの条例変わったら、条例が同じように自治体にも変更がやられてくるわけですから、それに対してのまず、どういうふうな委員の中の質疑があったかというのがまず1点です。

それから、他市町村では、こういった場合にはどういうふうな動向があったかといった調査や話

し合いが行われたかという、この2点についてまずお尋ねをしたいと思います。

○議長（秦 時雄君） 委員長石井龍文君。

○総務文教民生常任委員長（石井龍文君） さきのとおりですが、現在、玖珠町には株式会社に出資している企業がないということで、ないものに対してこういう条例をつくることはまだ早いんじゃないかという委員会の判断でありました。

それから、先ほどの他町村の部分については、そういう報告は聞いておりません。

○議長（秦 時雄君） 13番繁田弘司君。

○13番（繁田弘司君） 普通、条例の改正というのは、今までずっとやってきましたけれども、何か提案されてから、そのときに条例の改正をしてはどうかとかというふうな議論自体について、ほかの委員の方から、いや、単なる条例の改正だからそれを素直に受けとめて、賛成してもどうかといったような意見がまず、あったかなかったかということです。

それから、やっぱりもう少し、条例の改正ですから、他市町村の動向について委員会として勉強してほしいかというふうなのは、これは要らんことではありますけれども、私は単純にこの条例の改正というふうに受けとめて、賛成の立場でお尋ねをしているということではありますが、今言われました1点についてお願いします。

○議長（秦 時雄君） 委員長石井龍文君。

○総務文教民生常任委員長（石井龍文君） 今の問いに答えます。

委員会としては、先ほども言いましたように、そういう事例がないのに安易に上位条例が変わるから簡単に変えるということではいけないのじゃないかということで、今回否決になりました。

それから、他市町村の部分については、確認不足であります。確認しておりません。

○議長（秦 時雄君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

総務文教民生常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設まちづくり常任委員会の報告を求めます。

産業建設まちづくり常任委員会委員長藤本勝美君。

○産業建設まちづくり常任委員長（藤本勝美君） 産業建設まちづくり常任委員会報告。

平成29年第1回玖珠町議会定例会において、産業建設まちづくり常任委員会に審査の付託を受けました議案9件について、3月10日、執行部出席のもと、全員で審査いたしました。

書類審査に先立ち、所管事務調査として、玖珠工業団地建設事業に係る町道井の尻四日市線の現地調査を行い、路線や造成計画などについて説明を受けました。

調査終了後、委員会次第により審査いたしました。

1 議案第1号 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて

本案は、平成10年2月町道峯山線道路改良工事に伴う井戸の濁りにより、町水道を使用することに

対し、損害を補償することに町と相手側が合意したので、提案されたものです。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 20年前のことで時効になるのではと思うが、相談した弁護士の見解を聞く。

(答) 法制室とも相談した結果、20年で時効になりますが、相手側が継続して請求してきているので時効には該当しません。また、弁護士には水の再検査をしたが不適合となったこと、井戸の掘りかえについては、従前の深さが5メートルであったが、掘りかえた井戸の深さが3.2メートルであったことなど経過を伝え、同種同等ではないので補償する責務が町にあるとの指摘を受けました。

(問) 相手側は、継続して井戸の濁りに対する対処を求めているのか。

(答) 継続して求めてきていました。平成10年の工事の岩盤掘削などで井戸が濁り、町は対策で町水道を引きました。その後、井戸も掘削しました。

(問) 補償期間は、30年は長いのではないか。

(答) 九州地区用地対策連絡会の損失補償基準標準書を参考に決定しました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第4号 玖珠町工場立地法地域準則条例の制定について

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第47号）（第6次地方分権一括法）の公布により、町村区域における緑地面積率などの地域準則の制定権限が町村に移譲されることに伴い、町の実情を踏まえた地域準則を条例により定めるものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第20号 玖珠町企業立地促進条例の一部改正について

本案は、指定要件の緩和及び県内他市町村の動向を踏まえた助成内容の見直しを行うため提案されたものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

4 議案第21号 豊後森機関庫公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

本案は、公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定を行う場合を考慮し、利用料金を明記するため提案されたものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

5 議案第22号 森まちなみ情報発信施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

本案は、森まちなみ情報発信施設の利用料金に関する規定を整備するため提案されたものです。
意見としては、名称が情報発信施設であるが、施設の状況と名称に相違があるので、柔軟な発想で変えることはできないかということが出されました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

6 議案第26号 玖珠町自治会館の指定管理者の指定について

本案は、自治会館の管理を行わせる指定管理者を指定するもので、地方自治法第244条の2第6項

の規定により議会の議決を求めるものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

7 議案第27号 森まちなみ情報発信施設の指定管理者の指定について

本案は、森まちなみ情報発信施設の管理を行わせる指定管理者を指定するもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

8 議案第28号 玖珠町道の駅童話の里くすの指定管理者の指定について

議案第29号 玖珠町道の駅慈恩の滝くすの指定管理者の指定について

議案第28号及び議案第29号は関連がありますので、一括して提案し審査を行いました。

本2議案は、玖珠町道の駅童話の里くす及び玖珠町道の駅慈恩の滝くすの管理を行わせる指定管理者を指定するもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

審査の結果、議案第28号及び議案第29号は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、産業建設まちづくり常任委員会に付託を受けました議案9件について、審査の結果の報告を終わります。

なお、各議案のその他の主な質疑応答については、別紙に添付してありますので御参照ください。

以上。

○議長（秦 時雄君） 産業建設まちづくり常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番廣澤俊幸君。

○7番（廣澤俊幸君） 7番廣澤です。

議案の第27号です。森まちなみ情報発信施設の指定管理者の指定についてですが、選考者は誰がやられたのか、それから選考基準についてどうだったのか、それから選考の経過について、この3点について、何か議論をされたのであればお教えいただきたいと思います。

○議長（秦 時雄君） 委員長藤本勝美君。

○産業建設まちづくり常任委員長（藤本勝美君） 選考基準等々については、審査はしていませんが、27号の審査の主なといいますか、ほとんどの問いと答えは別紙のとおりでございます。

○議長（秦 時雄君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

産業建設まちづくり常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、予算特別委員会の報告を求めます。

予算特別委員会委員長中川英則君。

○予算特別委員長（中川英則君） 予算特別委員会報告。

平成29年第1回玖珠町定例会において、予算特別委員会に審査の付託を受けました議案第38号から議案第44号までの7議案について、3月7日、8日の2日間、執行部出席のもと審査した結果を報告します。

予算特別委員会は、議長を除く全議員をもって審査に当たることから報告は簡略化します。議長におきましては、オブザーバーとして出席しております。

付託された7議案は、平成29年度一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の当初予算です。議案ごとに主管課長より予算概要の説明を受け審査を行いました。

1 議案第38号 平成29年度一般会計予算について

執行部より、平成29年度玖珠町一般会計予算及び平成29年度玖珠町一般会計予算の概要についての説明がありました。

予算総額、歳入歳出それぞれ92億2,000万円、前年度比7億6,000万円の増であります。

(1) 財源の構成比率、一般財源60.3%、特定財源39.7%。

(2) 自主財源比率、自主財源30.2%、依存財源69.8%。

主な歳入歳出については一読をお願いしたいと思います。

審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

一般会計については以上のとおりであります。キリカブ・ハウス関連予算その他の審議過程での提案説明に対し、委員より本当に町民の願いを反映しているのか、町長と各担当課長の思いが違う、「検討中です」が多く、思いつきや後づけ事業が多いのでは等の強い指摘がありました。

公共事業の段取りは、住民ニーズに基づく基本構想、目標や手段を踏まえた基本計画、そして予算の裏づけを示した実施計画と認識しています。執行部は、このことを十分に考慮して計画や予算を提案するように強く求めます。

2 議案第39号 平成29年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

執行部より、平成29年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算及び平成29年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の概要についての説明がありました。

予算総額、歳入歳出それぞれ2億9,990万2,000円。

審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第40号 平成29年度玖珠町簡易水道特別会計予算について

執行部より、平成29年度玖珠町簡易水道特別会計予算及び平成29年度玖珠町簡易水道特別会計予算の概要についての説明がありました。

予算総額、歳入歳出それぞれ1億1,179万4,000円。

審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

4 議案第41号 平成29年度玖珠町国民健康保険事業特別会計予算について

執行部より、平成29年度玖珠町国民健康保険事業特別会計予算書及び平成29年度玖珠町国民健康保険事業特別会計予算の概要についての説明がありました。

予算総額、歳入歳出それぞれ27億1,707万6,000円。

審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

5 議案第42号 平成29年度玖珠町介護保険事業特別会計予算について

執行部より、平成29年度玖珠町介護保険事業特別会計予算及び平成29年度玖珠町介護保険事業特別会計予算の概要についての説明がありました。

予算総額、歳入歳出それぞれ21億5,983万円。

審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

6 議案第43号 平成29年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計予算について

執行部より、平成29年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計予算書及び平成29年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計予算の概要についての説明がありました。

予算総額、歳入歳出それぞれ2億2,538万9,000円。

審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

7 議案第44号 平成29年度玖珠町水道事業会計予算について

執行部より、平成29年度玖珠町水道事業会計予算及び平成29年度玖珠町水道事業会計予算の概要についての説明がありました。

予算総額、収入2億3,374万4,000円、支出2億8,563万4,000円。

審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、予算特別委員会に審査の付託を受けました議案7件の審査の結果の報告を終わります。

なお、平成29年度予算審議に当たって、予算特別委員会から出されたさまざまな質疑、意見・要望については別紙を添付していますので、これを真摯に受けとめ予算の執行に反映するよう申し添えます。

以上であります。

○議長（秦 時雄君） 予算特別委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

予算特別委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

日程第2 討論

○議長（秦 時雄君） 日程第2、これより討論を行います。

議案第1号に対する反対意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（秦 時雄君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (秦 時雄君) 議案第 2 号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (秦 時雄君) 議案第 3 号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (秦 時雄君) 議案第 4 号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (秦 時雄君) 議案第 5 号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (秦 時雄君) 議案第 6 号の委員長報告は否決です。

よって、最初に、原案に対する賛成意見の発言から求めます。

賛成意見の発言はありませんか。

10番河野博文君。

○10番(河野博文君) 10番河野博文です。

議案第 6 号 公益的法人等への玖珠町職員の派遣等に関する条例の一部改正についてでございます。

委員長報告は否決でございました。しかし、私、この条例を見たときに、別に否決する要素がありません。委員長の意見の中に、時期尚早、そういう事例が発したときにこの条例を出せばいいんじゃないかなということでしたが、私はやはりこういう条例をつくっておいて、そして、いざそういうところに出向すべき事案が出れば、即、対応できる、そういうような姿勢が欲しいんじゃないかなと。今まで、玖珠町において我々議員の中でもよく言われますが、執行部の対応が遅い遅いと言います。やはり、こういうことはすぐできるように対応を持って、条例を持っておくというのが大事じゃないかなと。

それから、ほかのまちの例を挙げますと、竹田市のほうはまちづくりたけた株式会社というのを設立しております。これは資本金3,700万円で、市のほうが資本金を出資しております。この株主としては竹田市、大分銀行、商工会議所、豊和銀行、大野竹田バス株式会社、まちづくりコーディネーター、大分県信用組合等、まちづくりを本当に考えていこうということで設立されております。その

会社の趣旨を見ますと、中心市街地の活性化に関することや、竹田市ビジネスイノベーション・創業促進事業や、空き店舗・空き家対策事業、既存店舗、商品の魅力アップ事業、そのほかおもしろくてまちのためになることということの会社をつくっています。こういうような会社をやはりつくっていくことが大事じゃないかなと、そのためにはこの条例を早目につくっておいて、いつでも対応できるような姿勢が大事じゃないかなというふうに思っております。

また、この委員長報告の中で出なかったんですけども、これは、もし何かあったときには、町が予算執行する株式会社ということでございます。いろいろ決めていくときには必ずこの議会を通して執行していくようなことになると思うんです。そのときに、悪い執行だったら認めなければいいし、いい執行だったら認める、そういうようなことが議会のほうにおいてもできるんじゃないかなと。

いろんな面考えまして、まず、我々はいろんな面で、即、対応していけるようなまちづくりを考えていくのが最高じゃないかなと思っております。私は、この町の執行部の条例の一部改正案については賛成したいと思います。皆さんも御検討いただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（秦 時雄君） 次に、反対意見の発言はありますか。

7番廣澤俊幸君。

○7番（廣澤俊幸君） 7番廣澤です。

今、河野議員がいろいろ言われたようなことは、常任委員会で話はありませんでした。それがまず1つでございます。

この議案については、町が出資している株式会社に人的資源を派遣するということが理由に挙げられております。それで、常任委員会でいろいろ質問をしたのは、現在出資しているところはまずない、それから今後の予定もまずない。そういうないのをなぜ出さなくちゃいけないのと。

本来、12月でも9月でも出せばよかった。今、ここにきて出すというのは何かあるんじゃないのと考えますが、まちづくりをしようと思ったら、こういうまちづくりをしたいんだけど、そのために株式会社とかも考えていますよという話が事前であれば、まだわかります。全くありません、そういう話は。

条件整備というんだったら、さっき言ったようにもっと早く出せばいいんです。我々議員は、説明責任があります、町民に対して。背景がわからない不明な議案を追認するということは、議会機能の放棄と私は考えるんです。町民に説明できないことは一旦中止をすべきだ、保留すべきだと思っております。行政としてこういうまちづくりをしたい、株式会社もそれは移行しますよと、この前私はニセコの話もしましたけれども、ニセコでもやっております、株式会社が。玖珠町はまだそこまで行ってないだろうと思うんです。

そういうことから、町民にやっぱり今の段階では僕は説明できないと思って反対をしたものです。

関連して申し上げますと、先日、議会改革の研修で、皆さんと一緒に行きました。そのときに、あるパネラーがこんなことを言いました。議会は市長が提案する議案を修正したり、反対することにした

めらいがあるのではないかと、その考えは改めてもらいたいと、住民にプラスになるかどうか、町民が納得するかどうかで議案を判断してもらいたい、こう言われました。選挙のとき、市長を応援したとしても、議案に対しては是々非々で向かい合うのが議員の本分であると、こういう話をされましたので、私はやはり、前から申しておりますように、是々非々で考えた場合、この議案は少し待つべきだろうと思って反対させていただくということでございます。

以上です。

○議 長（秦 時雄君） 続いて、賛成意見の発言はありますか。

1 番松下善法君。

○1 番（松下善法君） 1 番松下善法です。

先ほどから先輩方の賛成、反対、聞かせていただきました。私は、一議員として私の思ったことを言わせていただきます。

委員会の中で否決されましたが、公益的法人等への玖珠町職員の派遣等に関する条例の一部改正について、賛成討論を行います。

この条例が今回通らず、また3月議会で通らなかった場合、6月、9月となるわけでございます。公益的法人が玖珠町に来た場合に、先ほど河野議員もおっしゃっていましたが、素早い対応ができないということがまず1点。

2点目として、職員を派遣することで、これは言葉がちょっと悪いかもしれませんが、法人の監視役になると思います。

3点目には、今回、条例を通すことで、条例を通った後に、その後、予算等々上がってきたときに、疑問を感じる案件であれば、そのときに反対すればよいと私は思います。

そういう3点の観点から、私は今回の議案第6号について賛成討論をいたします。

○議 長（秦 時雄君） 続きまして、反対意見の発言はありますか。

5 番中尾 拓君。

○5 番（中尾 拓君） 5 番中尾でございます。

議案第6号 公益法人等への玖珠町職員の派遣等に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論に参加させていただきます。

この条例の一部改正につきましては、町が出資している株式会社人に人的支援を行うことができるようにするため提出された議案でございますが、議案質疑でも質問いたしましたところ、現在、町が出資している会社はない、今のところそのような考えも思いもないと述べられました。

しかし、提案理由で述べられました地域の振興、住民の生活上、その他公益の増進に寄与すると認められる場合と述べられておりますが、この条例が、一部改正が可決されますと人事案件でございます、執行部の町長の専管事項であります。議会は先ほど委員長も述べられたように、地域の振興などを議論する機会は与えられません。具体的な派遣先が決まった段階でも遅くはないと思っておりますし、いろんな角度から議会も参加して議論、討論して、理解を得るのが最良であると思ひまして、反対を

いたします。

以上でございます。

○議長（秦 時雄君） 続きまして、賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 議案第6号の討論を終結いたします。

議案第7号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 議案第8号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 議案第9号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 議案第10号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 議案第11号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 議案第12号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 議案第13号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 賛成意見の発言はありませんか。

11番高田修治君。

○11番（高田修治君） 11番高田修治です。

賛成の立場で意見を述べさせていただきたいと思います。

常任委員会では全会一致で採択をいただいておりますが、審議の中身を見せていただきますと、私、一般質問したかったんですが、常任委員会のほうで審議をすることになりましたのでしませんでした。

そういうことで、少し賛成の意見ではありますが、少し意見を述べさせていただきたいというふうに思います。

まず、これまでの久留島記念館の入場料は、町内者は無料でありました。今回、久留島武彦記念館と豊後森藩資料館、使用料を取るようになっております。豊後森藩のほうは、今までよりも100円安くなりまして、町内者は無料で町外者が100円というふうに今回となっております。久留島記念館につきましては、高校生以下は18歳未満無料、町内者は150円、町外者は300円が基本となっております。この施設は、もう皆さん御案内のとおり、もう待望の我が町の中核施設であろうかと思っております。第5次玖珠町総合計画のまちづくりの基本理念にも、久留島武彦先生の精神を継承し、童話の里づくりに取り組みますということが書かれております。

そういうことを考えますと、例えば考えてみますと、子供を連れた親御さん、子供さんはもちろん無料でありますけれども、親御さんは有料になる、これでいきますとなります。そういうことを考えますと、親御さん、町内者は無料でいいのではないかという気がしておったわけでありまして。

しかし、これは防衛の補助金もいただいておりますから、条例、早く有料ということで出さざるを得なかったのではないかというふうにも推察できますし、私自身、記念館のほうは皆さん大体展示の関係はわかると思うんですが、そのほかの使い道がどうもはっきり私はイメージできないものですから、今回ちょっとちゅうちょしたわけですが、今後、利用状況を見ながらこの利用料については、再度また検討してみたいなというふうにも、自分なりに思っておるところであります。

そういうことで、今回、賛成はさせていただきますが、執行部に1つだけぜひともお願いしたいことがあります。こういうことを利用して余りいいことじゃありませんが、玖珠町には使用料条例というのがあります。その3条には減免という項がございます、その施行については若干問題があるかなとは思いますが、施行規則のほうで、第4条に町の決定というのがあります。これは多分、教育長さんから町長さんに行事の中身を示して減免をお願いすればできないことはないんじゃないかというふうに思いますので、せめて4月28日、皆さんもう御案内状をいただいております。大変多くの方が御招待するようではありますが、せめてゴールデンウィークが終わるまで、童話祭、ずっとありますから、一番人出の多い久留島先生に関係あるお祭りでありますので、せめてそこまで減免できたらなというふうに考えております。ぜひとも御一考いただきたいというふうに、これはお願いになってしまいましたが、お願いいたしまして、賛成の立場で討論させていただきました。失礼しました。

○議長（秦 時雄君） 続きまして、反対意見の発言はありますか。

（なし）

○議長（秦 時雄君） 議案第13号の討論を終結します。

次に、議案第14号に対する反対意見の発言はありますか。

- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 議案第15号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 議案第16号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 議案第17号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 議案第18号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 議案第19号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 議案第20号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 議案第21号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 議案第22号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。

- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 議案第23号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 議案第26号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 議案第27号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 議案第28号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 議案第29号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 議案第38号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 議案第39号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 議案第40号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 議案第41号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (秦 時雄君) 議案第42号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (秦 時雄君) 議案第43号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (秦 時雄君) 議案第44号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (秦 時雄君) 以上で討論を終わります。

日程第3 採決

○議 長 (秦 時雄君) 日程第3、これより採決を行います。

議案第1号、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについてに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議 長 (秦 時雄君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第1号は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

議案第2号、辺地(山浦辺地)に係る総合整備計画の策定についてに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議 長 (秦 時雄君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第2号は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第3号、玖珠町過疎地域自立促進計画の一部変更についてに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議 長 (秦 時雄君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第3号は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第4号、玖珠町工場立地法地域準則条例の制定についてに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(秦 時雄君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第4号は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第5号、豊後森藩資料館の設置及び管理に関する条例の制定について(久留島記念館の設置及び管理に関する条例の全部改正)に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(秦 時雄君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第5号は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第6号、公益的法人等への玖珠町職員の派遣等に関する条例の一部改正についてに対する委員長報告は否決です。

よって、原案について採決をいたします。

議案第6号、公益的法人等への玖珠町職員の派遣等に関する条例の一部改正については原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立少数)

○議長(秦 時雄君) 起立少数です。着席ください。

よって、議案第6号は、否決することに決しました。

次に、議案第7号、玖珠町非常勤特別職の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(秦 時雄君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第7号は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第8号、玖珠町職員の給与に関する条例の一部改正についてに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(秦 時雄君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第8号は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第9号、玖珠町職員の旅費に関する条例の一部改正についてに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(秦 時雄君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第9号は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第10号、玖珠町税条例等の一部を改正する条例についてに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(秦 時雄君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第10号は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第11号、玖珠町使用料条例の一部改正について(総合運動公園)に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(秦 時雄君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第11号は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第12号、玖珠町使用料条例の一部改正について(豊後森機関庫公園)に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(秦 時雄君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第12号は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第13号、玖珠町使用料条例の一部改正について(久留島武彦記念館)に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(秦 時雄君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第13号は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第14号、玖珠町使用料条例の一部改正について(豊後森藩資料館)に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(秦 時雄君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第14号は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第15号、玖珠町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例についてに対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(秦 時雄君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第15号は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第16号、玖珠町子ども医療費助成条例の一部改正についてに対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(秦 時雄君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第16号は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第17号、玖珠町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正についてに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(秦 時雄君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第17号は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第18号、玖珠町指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(秦 時雄君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第18号は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第19号、玖珠町指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(秦 時雄君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第20号、玖珠町企業立地促進条例の一部改正についてに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(秦 時雄君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第21号、豊後森機関庫公園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(秦 時雄君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第22号、森まちなみ情報発信施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(秦 時雄君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第22号は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第23号、玖珠町立幼稚園の設置に関する条例の一部改正についてに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(秦 時雄君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第23号は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第26号、玖珠町自治会館の指定管理者の指定についてに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(秦 時雄君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第26号は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第27号、森まちなみ情報発信施設の指定管理者の指定についてに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(秦 時雄君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第27号は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第28号、玖珠町道の駅童話の里くす指定管理者の指定についてに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(秦 時雄君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第28号は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第29号、玖珠町道の駅慈恩の滝くす指定管理者の指定についてに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(秦 時雄君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第29号は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第38号、平成29年度玖珠町一般会計予算に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(秦 時雄君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第38号については、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第39号から議案第44号までの6議案は、平成29年度特別会計及び水道事業会計の予算であります。別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを一括して採決したいと思います、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君） 異議なしと認めます。

議案第39号から議案第44号までの6議案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（秦 時雄君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第39号から議案第44号までの6議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

日程第4 議員派遣について

○議長（秦 時雄君） 日程第4、議員派遣について議題といたします。

お諮りします。

今定例会より6月定例会までの議員派遣については、お手元にお配りしましたとおり派遣することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君） 異議なしと認めます。

よって、お手元にお配りしましたとおり派遣することに決定しました。

日程第5 委員会の継続審査の付託について

○議長（秦 時雄君） 日程第5、委員会の閉会中の継続審査の付託について議題といたします。

産業建設まちづくり常任委員会委員長から目下委員会において審議中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出が提出されております。

〔「総務常任委員会からです」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君） 訂正をいたします。

総務文教民生常任委員会委員長から目下委員会において審議中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出が提出されております。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、議会運営委員会及び各特別委員会の委員長から委員会所管事務及び目下委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定のより、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出が提出されています。

お諮りします。

委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（秦 時雄君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会及び基地対策特別委員会並びに議会改革特別委員会の委員長からの申し出のとおり、閉会中においても所管の事務について継続審査を行うことに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

町長より、発言の申し出がありましたので、これを許します。

朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） おはようございます。

平成29年第1回玖珠町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

初めに、諸般の報告をさせていただきます。

2月23日、財団法人日本穀物検定協会が発表いたしました2016年産米の食味ランキングで、久大地区産ひとめぼれが、食味が最もよいとされている特Aの評価を獲得いたしました。今回は、全国からの出品141点のうち、44点が特Aを獲得しています。特Aの獲得は、平成16年、18年の日田玖珠産ひとめぼれ以来10年ぶり、久大地区産ひとめぼれとなってから初めてでございます。以前と同様にJA玖珠九重管内のひとめぼれを出品したものでございます。

今回の特A獲得は、古くからの良食味産地である玖珠町といたしまして、大変喜ばしいことであります。生産者や関係団体の方々の日ごろからの並々ならぬ御努力に敬意を表しますとともに、今後、町といたしましても、PRや高値販売戦略に力を入れてまいります。また、特Aだからといって売れるものではないという声もあることから、地域全体でのさらなる品質の底上げと、本年度を契機といたしまして、今後、2年、3年と連続して特Aが獲得できるよう、関係機関と一体となって努力してまいりたいと考えております。

2月27日から3月6日までの8日間、3年連続12回目となる在沖縄米海兵隊による日出生台演習場での実弾射撃訓練が実際されました。今回の訓練では、訓練4日目、3月2日に、四者協として九州防衛局とが結ぶ覚書に反し、午後8時以降に射撃が実施されました。これに対し、翌3月3日、四者協より九州防衛局に対し、極めて遺憾であり、覚書の遵守を徹底するよう強く要請してまいりました。

また、訓練に先立つ1月31日には、平成29年度の訓練計画が公表され、日出生台演習場では、平成30年1月下旬から2月下旬に実施される計画となっております。

本年度の訓練を踏まえ、町民の皆様の不安解消、安全・安心の観点から、今後、さらに強く、米軍

使用に関する協定、確認書及び覚書について、米軍指揮官への確実なる伝達と遵守の徹底を要請してまいりたいと考えております。

3月5日、町民の日記念式典を開催いたしました。今回は、くす女性会議との共催で、男女共同参画フォーラム in くすもあわせて開催し、約450名の方々の御参加をいただきました。式典終了後、村岡恵理氏の御講演をいただき、翻訳家村岡花子さんと久留島武彦とのつながりなど興味深い話を聞かせていただきました。

同じく3月5日、三日月の瀧コーポレーション主催による田舎暮らし応援ツアーが、三日月の滝公園交流館で行われ、福岡市から15名の参加がありました。午前中は、玖珠町に移住されている二人の方から、移住を決断した経過や現在の生活状況についてのお話とまちづくり推進課による移住・定住に関する町の支援施策などの説明が行われました。午後からは、地元の方々の指導のもと、うぐいす餅づくり体験と移住された方々のお宅訪問を行いました。

今回の企画では、玖珠町に移住された3名の方とうぐいす餅づくりを指導していただいた地元の方々に御協力いただきました。心より感謝申し上げます。

また、3月9日には、同じ三日月の滝公園で、都市と農村の交流パークゴルフ大会が開催され、福岡市から23名の方が参加、くす町パークゴルフ協会会員の15名とパークゴルフを通じ交流・親睦を深めました。主催者の三日月の瀧コーポレーションでは、今後とも月例会を企画しており、県内外での情報発信を行い、交流人口の増加を目指してまいります。町といたしましても、この取り組みを支援してまいりたいと考えております。

これからもこのような施策・イベントを継続するよう、都市と農村の交流・親睦を図り、将来の移住・定住へつながることを期待しております。

3月18日、19日の2日間、スカイクラブZU伐株大会実行委員会が主催するハング・パラグライディング全国大会が開催されました。53名の選手が参加し、伐株山から岩扇山上空、角埋山上空を飛行し、その技術を競いました。当日は天候にも恵まれ、今大会を通じて遠くよりお越しいただいた選手、サポーターの皆さんに玖珠町の魅力を発信することができました。町民の皆様には温かい御声援をいただきありがとうございました。

3月11日から20日までの間、わらべの館及び森町一帯で、森まちわらべ春まつりが開催されました。連日多くの方々にわらべの館や森町一帯に会場していただきました。

4月28日には、かねてより待ち望んでおりました久留島武彦記念館がオープンいたします。昭和25年久留島武彦翁の口演童話50周年を記念して童話碑が建てられ、子供たちはもちろんのこと、多くの方々が集い、第1回日本童話祭が開催されました。今回の久留島武彦記念館開館記念式典も町内の全ての小学生と多くの関係者各位の御参加をいただき、当日午前11時から行う予定にしております。議員各位におかれましても、式典への御出席を賜りますようお願い申し上げます。

また、5月5日には、「子どもと夢を」をテーマに、日本童話祭が三島公園周辺と玖珠川河川敷の2会場で開催されます。2年ぶりの開催であり楽しみにしている子供たちのためにも、盛大な童話祭

になるよう取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上で諸般の報告を終わります。

さて、今定例会は、去る2日から本日までの20日間の日程でございました。議員の皆様方には、年度末の公私ともお忙しい中にもかかわらず、御出席していただき、初日御提案申し上げました損害賠償に関する案件1件、計画の策定案件1件、計画の変更案件1件、条例の制定案件2件、条例の一部改正案件18件、財産の無償譲渡案件1件、委託契約の締結案件1件、指定管理者の指定案件4件、委員の選任案件1件、補正予算案件7件、当初予算案件7件、諮問案件1件の計45議案につきまして、慎重かつ熱心に御審議賜りました。

1件を除きまして、御承認していただきました。ありがとうございます。

また、予算特別委員会や各常任委員会などの審議におきまして、議員各位から多くの慎重な御意見をいただきましたことに対しまして重ねてお礼申し上げます。いただいた御意見につきましては、新年度の町政運営に活かしてまいりたいと考えております。

季節は、日一日と暖かさを増し、春本番に向かっております。梅の花も満開となり桜の開花も待ち遠しくありますが、この時期は季節の変わり目でございます。議員各位におかれましては、体調管理を御留意され、町政発展のためますます御尽力・御協力賜りますよう改めてお願い申し上げます。平成29年第1回玖珠町議会定例会の閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（秦 時雄君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

平成29年第1回定例会は、去る3月2日開会以来本日まで20日間にわたり、議員各位はもとより、執行部におきましても始終極めて真剣な御審議をいただき、いずれも重要な案件を適切、妥当な結論を得ましたことを感謝申し上げます。加えて、議会運営に御協力をいただきまして感謝申し上げます。

さて、朝倉町長にとりまして、ことしは2期目の集大成の年となるかと存じます。町政発展のためにさらなる御尽力をいただきますようお願いを申し上げます。

昨年の4月に発生しました熊本・大分地震から間もなく1年を迎えようとしております。被災地では、日夜、復興・復旧に取り組まれておりますが、まだまだ思うように進んでいない状況です。一日も早い日常生活を取り戻されますようお願いを申し上げます。

また、この3月31日付をもちまして、定年を迎えられます穴本法制室長を初め、今期で退職されます職員の皆様には、長きにわたり町政発展のため御尽力をいただき、議会を代表いたしましてお礼を申し上げます。長い間、お疲れさまでした。今後の人生は、健康に留意されまして、培われました経験を生かしまちづくりに格段の御協力をお願い申し上げます。これからもよりよい玖珠町を目指し、ともに頑張りたいと思うところであります。

これをもちまして、平成29年第1回玖珠町議会定例会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

午前11時31分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成29年3月21日

玖珠町議会議長 秦 時 雄

署 名 議 員 小 幡 幸 範

署 名 議 員 藤 本 勝 美